

令和4年8月29日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

かながわ BA.5 対策強化宣言の延長及び感染防止対策の推進について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

県は、令和4年8月2日から8月31日までとしていた「かながわBA.5対策強化宣言」を9月30日まで延長することとしました。

高齢者施設等におかれましては、ワクチン4回目の接種や従事者等の体調異変時に抗原検査キットを活用したセルフテストを推進していただくとともに、引き続き【別紙】のとおり、感染防止対策の徹底及びサービス提供の継続をお願いします。

その他、県民・事業者の皆様には、別添「第65回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」のとおりお願いさせていただいてるところです。

引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 第65回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)

【別紙】

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、改めて、感染防止対策の徹底を継続いただき、引き続き、特に次の点にご留意いただきながら対応くださるようお願いいたします。

1 サービス提供の継続

- 施設サービス・在宅サービスともに、感染防止対策を徹底の上、必要なサービスが提供されるよう、サービスを継続すること。
- 在宅サービスにおいて、職員が自宅待機になる等、事業の継続が難しい場合には、ケアマネジャーや市町村と協力し、代替サービスを調整すること。

2 感染防止対策の徹底

- 陽性確認された入所者への対応などについて案内するため、県高齢福祉課と医療危機対策本部室とで連携し作成した「高齢者福祉施設における対応の手引き」や、「高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止面会ガイドライン」等を踏まえ、日頃からの感染防止対策や入所者に感染者が発生した際の具体的な手順や優先順位を確認し、いざという時に迅速かつ適切に対応できるように、事前の準備を行うこと。
- 感染の疑いを早期に把握するため、毎日の検温、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

【対応の手引き】

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/tebiki4.pdf>

【面会ガイドライン】

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/menkai4.pdf>

【神奈川県新型コロナウイルス感染症対策指針 医療・福祉編について】

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/20220708_guidelines.pdf

3 感染疑い・感染発生時の連絡の徹底

- 感染が疑われる者が発生した場合は、個室隔離等の対応を行い、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
- 当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。
(指定権者への速やかな報告により、必要に応じて、緊急的な衛生用品の支援、サービス継続支援につながります。)
- (利用者・従事者を問わず) 感染者が一人でも発生した場合には、令和3年3月1日付事務連絡「施設・事業所における新型コロナウイルス感染症に係る報告について」に基づき、施設の情報及び陽性者数等を日次報告 web フォームに

入力いただき、日々の状況を報告すること。(横浜市・川崎市・横須賀市に所在する事業所・施設を除く)

県医療危機対策本部室、保健所、県高齢福祉課等が連携して支援します。(感染拡大防止指導、集中検査の実施、職員応援調整や衛生用品の支援)

【日次報告 web フォーム入力マニュアル掲載場所】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

- 感染者や濃厚接触者が発生した場合、介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には想定されないかかり増し経費を支援します。